

## 新秋田元気創造プランについて ～秋田県～

秋田県では、これまで、3期12年に及ぶ「ふるさと秋田元気創造プラン」により、将来にわたって持続可能な活力ある秋田の実現に向け、本県の有形無形の資源を生かしながら各種施策・事業を計画的かつ重点的に展開してきました。

「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」の推進期間が2021年度をもって終了することに伴い、時代の潮流や本県の現状と課題を踏まえ、新たに「～大変革時代～新秋田元気創造プラン」を策定します。

プランは、県政運営の指針となる最上位計画であり、各分野の個別計画と一体となって効果的かつ効率的に取り組を展開していきます。

### 推進期間

プランの推進期間は、2022年度から2025年度までの4年間とします。

### プランの構成

1. 時代の潮流と本県の現状
2. 秋田の目指す将来の姿
3. 選択・集中プロジェクト
4. 重点戦略
5. 基本政策
6. 新型コロナウイルス感染症への対応
7. 施策の推進に当たって

詳しくはこちら

新秋田元気創造プラン

検索

### 【お問い合わせ先】

秋田県企画振興部総合政策課  
TEL 018-860-1217

## 雇用調整助成金の特例措置について ～厚生労働省～

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年12月31日を期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきましたが、この特例措置を令和4年3月31日まで延長しています。

### ●雇用調整助成金とは

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当相当額を助成するものです。

### ●特例措置等の期限：令和4年3月31日

### ●特例措置の内容について

助成率：4/5(解雇等を行わない場合は10/10)

上限額：1人1日あたり15,000円

### ●特例の種類

業況特例：特に業況が厳しい全国の事業主  
地域特例：営業時間の短縮等に協力する事業主

詳しくはこちら

雇用調整助成金

検索

### 【お問い合わせ先】

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、  
小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター  
TEL 0120-603-999  
(受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む)

## 業務改善助成金の申請期限延長について ～秋田労働局～

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資等(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

本助成金の通常コースは、3月末まで申請期限を延長しています。

### 支給の要件

#### 1. 賃金引上計画を策定すること

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる(就業規則等に規定)

2. 引上げ後の賃金額を支払うこと
3. 生産性向上に資する機器・設備やコンサルティングの導入、人材育成・教育訓練を実施することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと
4. 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと など  
その他、申請に当たって必要な書類があります。

申請期限 令和4年3月31日

詳しくはこちら

業務改善助成金

検索

### 【お問い合わせ先】

秋田労働局 雇用環境・均等室  
TEL 018-862-6684